

SMBC NEWS



2017年6月21日

外管局、マクロプルーデンス管理モデルのQ & Aを公表

国家外貨管理局（以下「外管局」）は、2017年1月11日付で中国人民銀行が公布・施行した「全口径クロスボーダー融資マクロプルーデンス管理関連事項に関する通知」（銀発[2017]9号）について、Q & A形式による解説（第1期）を公表しました。

銀発[2017]9号は、中国国内企業の外債（国外からの資金調達）に関するマクロプルーデンス管理モデルについて、外債限度額を従来の「純資産×1倍」から「純資産×2倍」へ引き上げるなど、一部変更を規定しました。今般の解説により、移行期間中の外商投資企業に対する外債管理方式や外債規模の計算方法などの実務運用が明確化されました。

※ SMBC NEWS【2017】3号ご参照。弊行ホームページに当 NEWS バックナンバーを掲載しております。
http://www.smbc.co.jp/hojin/international/global_information/smbccnrep.html

1. 移行期間の外商投資企業の外債管理方式

銀発[2017]9号の内容

- 公布日（2017年1月11日）より1年間の移行期間を設置し、移行期間中はマクロプルーデンス管理モデル（銀発[2017]9号モデル）、投注差管理モデルのいずれかの外債管理モデルを選択可能
- 各自貿区を含む地域性の外債管理モデルは、2017年5月4日以降すべて銀発[2017]9号の外債管理モデルへ統一

Q & A

- 移行期間における外債管理モデルの選択方法
 - 本Q & Aの公布後、初めて外債締結備案（登記）を実施する際、所在地の外管局に書面の備案報告を提出し、移行期間中に選択する外債管理モデルを明確化
 - マクロプルーデンス管理モデルを選択した場合、直近一期の監査済の純資産データも同時に報告
 - 一度確定した外債管理モデルは、変更不可
- 外商投資性公司・外商投資リース会社などの特殊な類型の外商投資企業がマクロプルーデンス管理モデルを選択しない場合、引き続き「国家外貨管理局：〈外債登記管理弁法〉公布に関する通知」（匯発[2013]19号）の外債額コントロール方式を適用した外債の借入が可能

〈匯発[2013]19号の外債額コントロール方式〉

外商投資性公司	<ul style="list-style-type: none"> ● 登録資本が3,000万米ドル以上の場合、その短期外債残高と中期外債発生額の和は、払込済登録資本の4倍まで可能 ● 登録資本が1億米ドル以上の場合、その短期外債残高と中長期外債発生額の和は、払込済登録資本の6倍まで可能
外商投資リース会社	<ul style="list-style-type: none"> ● 前年度の監査済の財務報告に基づき、前年度末の「リスク資産総額（A）」、「純資産の10倍（B）」を計算し、「B-A」を新年度の期間中に当該会社が新たに借入可能な外債残高の最高限度額とする ● 外債借入により形成された資産はすべてリスク資産として計算する

SMBC NEWS



2. 企業の外債規模の計算

銀発[2017]9号の内容

■ 外債のマクロプルーデンス管理モデル：

外債管理残高（クロスボーダー融資リスク加重残高） ≤ **外債限度額**（クロスボーダー融資リスク加重残高上限）

- クロスボーダー融資リスク加重残高（単位：人民元）
 = Σ 人民元・外貨クロスボーダー融資残高 × ①期間リスク転換因数 × ②類型リスク転換因数
 + Σ 外貨クロスボーダー融資残高 × ③為替リスク換算因数

各因数	企業・非銀行金融機関・銀行とも共通	
	①期間リスク転換因数	短期（返済期限1年以内）
	中長期（返済期限1年超）	1
②類型リスク転換因数	オンバランス融資	1
	オフバランス融資（偶発債務）	1
③為替リスク換算因数	外貨建て融資	0.5

- クロスボーダー融資リスク加重残高上限（単位：人民元）
 = ①資本・純資産 × ②クロスボーダー融資レバレッジ率 × ③マクロプルーデンス調節係数

構成値・係数	企業	非銀行金融機関	銀行
①資本或いは純資産	純資産	（実収資本または株式資本）+資本積立金	一級資本
②クロスボーダー融資レバレッジ率	2	1	0.8
③マクロプルーデンス調節係数	1	1	1

■ クロスボーダー融資・権益に関する情報更新

- 企業は、毎年適時クロスボーダー融資および権益に関する情報（国外債権者・借入期限・金額・利率および自身の純資産などを含む）の更新が必要
- 監査済みの純資産、融資契約に関わる国外債権者・借入期限・金額・利率などに変化が生じた場合、企業は遅滞無く備案変更が必要

■ 外貨クロスボーダー融資の人民元への換算

- クロスボーダー融資リスク加重残高および上限の計算はいずれも人民元を単位とし、外貨クロスボーダー融資は**引出日のレート水準**により換算して算入

Q & A

■ クロスボーダー融資・権益に関する情報更新のタイミング

- 企業は毎年初めて外債締結備案（登記）を行う際、所在地の外管局に前年末または直近一期の監査済の財務報告を提出し、その前年末または直近一期の監査済の純資産額を書面にて備案
- 企業のクロスボーダー融資契約の主な条項（期間・金額・債権者など）に変化が生じた場合、変化発生から15営業日以内に所在地の外管局で外債締結変更備案（登記）を手續

SMBC NEWS



■ 短期/中長期外債の外債限度額管理

- マクロプルーデンス管理モデルでは、**短期外債・中長期外債はいずれも残高に基づき**、クロスボーダー融資リスク加重残高の計算に組み入れ
- 投注差管理モデルでは、**短期外債は残高、中長期外債は発生額に基づき**、外債限度額の計算に組み入れ

外債管理モデル	外債限度額	対象	限度額管理
マクロプルーデンス管理モデル	クロスボーダー融資 リスク加重残高上限	短期外債	残高管理
		中長期外債	残高管理
投注差管理モデル	投注差	短期外債	残高管理
		中長期外債	発生額管理 *

※ 昨年、〈国家外債管理局：全口径クロスボーダー融資マクロプルーデンス管理試行実施に関する外債管理関連オペレーションガイド〉（SMBC NEWS【2016】8号ご参照）では、選択した管理モデルに関わらず、試行地区の外商投资企业が借り入れた中長期外債と短期外債はいずれも残高に基づき計算に算入すると規定。ただし、本Q&A発表後の外管局上海市分局へのヒアリング結果によると、投注差管理モデルの中長期外債は発生額に基づく管理へ変更。他地域についても同様の変更がなされている可能性があり留意が必要

■ クロスボーダー融資リスク加重残高における期間リスク転換因数

- 債務の残存期限ではなく、**契約期限に基づき**、期間リスク転換因数を決定することを勧奨
- 外債契約に期日前返済の条項が含まれる場合、返済条項で契約締結の一年後から期日前返済可との旨を明確にしない限り、短期クロスボーダー融資と見なして期間リスク転換因数を適用

■ クロスボーダー融資リスク加重残高を占用する「残高」

貸出形態	占用する「残高」
全額引出済の非リボルビング類ローン	未返済の元本残高
リボルビングローン	契約額
未引出または一部引出済の非リボルビングローン	

■ 外貨クロスボーダー融資の人民元への換算為替レート

- 外貨クロスボーダー融資は統一して**締結日のレート水準**にて換算（銀発[2017]9号では、引出日のレート水準にて人民元に換算と規定していたが、実務面を鑑み今回変更）

■ 「外保内貸（国外保証・国内貸付）」の担保履行により発生する対外負債の取扱

- 匯発[2014]29号は、「外保内貸」の担保履行により発生する対外負債について、「その未返済の元本残高はその前年度末の監査済の純資産額を超過してはならない。上述の限度額を超過した場合、自身の外債限度額を占用しなければならない」と要求
- マクロプルーデンス管理モデルでは、企業の自主的な外債借入は利便的であり、かつ規模（純資産の2倍）も比較的大きいため、国内企業の「外保内貸」の担保履行により生じる対外負債は、当該企業のクロスボーダー融資リスク加重残高を**直接占用しなければならず**、今後規定額以外にその他の限度は与えない

SMBC NEWS



3. 企業の外債登記・利用口座・為替管理

銀発[2017]9号の内容

- クロスボーダー融資リスク加重残高への不算入業務
 - 受動的負債、貿易与信・貿易融資、グループ内部の資金往来、国外同業間預金・短期借入・関連銀行および付属機構との取引、自己使用のパンダ債、譲渡および減免
- クロスボーダー融資の実施に関わる資金取引について、企業は一般人民元/外貨口座、自由貿易口座（FT口座）のいずれかを採用可能
- 外債資金の用途は国家関連規定に合致し、自身の生産経営活動に用い、国家および自貿試験区の産業マクロ調整コントロール方向に合致
- マクロプルーデンス管理モデルは、法に基づき中国国内に設立した法人企業・法人金融機関に適用

Q & A

- クロスボーダー融資リスク加重残高への不算入業務に関する外債登記
 - 現行の外債管理規定に基づき外債登記を行う必要がある場合、規定に基づき登記しなければならない
- クロスボーダー融資の資金取引口座
 - 一般口座とは自由貿易口座（FT口座）と区分するためのものであり、一般口座を選択した場合、引き続き現行の外債口座の管理規定を遵守
 - 締結登記の手続期限・締結変更登記・外債資金の人民元転および使用・外債の元本返済および利息支払などは、匯発[2013]19号・《国家外貨管理局：資本項目人民元転管理政策の改革および規範化に関する通知》（匯発[2016]16号）（SMBC NEWS【2016】15号ご参照）などの関連規定も遵守して執行
 - 外管局で外債締結備案（登記）を行う際、匯発[2013]19号の要求する関連資料以外に、《マクロプルーデンス外債リスク加重残高状況表（企業版）》・前年度または直近一期の監査済の財務報告を提出
- 外債資金の用途
 - 匯発[2016]16号の関連規定を遵守し、外債期限と用途期限の合致にも注意
 - 人民元外債を借り入れる場合、さらに《中国人民銀行：外商直接投資人民元決済業務オペレーション細則の明確化に関する通知》（銀発[2012]165号）（SMBC NEWS【2012】33号ご参照）などの関連規定にも合致
- マクロプルーデンス管理モデルの適用対象
 - 法に基づき中国国内で設立され、法人営業許可証・監査済の独立財務報告が提供可能な企業
 - 設立後一年未満の企業で監査済の財務報告を提供不能な場合、マクロプルーデンス管理モデルを適用した外債借入は暫時不可

以上

SMBC NEWS



当資料に掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当資料は単に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行及び情報提供元が保証するものではなく、また掲載された内容は経済情勢等の変化により変更されることがあります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用頂き、また個別の案件につきましては法律・会計・税務等の各面の専門家にご相談くださるようお願い致します。万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、当行及び情報提供元はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。

ご照会先

本店：上海市浦東新区世紀大道100号 上海環球金融中心11階/電話：86-(21)-3860-9000・FAX：86-(21)-3860-9999
 上海浦西出張所：上海市長寧区興義路8号 上海万都中心12階1、12、13号/電話：86-(21)-2219-8000・FAX：86-(21)-2219-8199
 上海自貿試験区出張所：上海市中国(上海)自由貿易試験区馬吉路88号7、8棟1階/電話：86-(21)-2067-0200・FAX：86-(21)-2067-0399
 瀋陽支店：瀋陽市瀋河区青年大街1号 市府恒隆広場16階1606室/電話：86-(24)-3128-7000・FAX：86-(24)-3128-7781
 北京支店：北京市朝陽区光華路1号 北京嘉里中心北樓16階1601号室/電話：86-(10)-5920-4500・FAX：86-(10)-5915-1080
 天津支店：天津市和平区南京路189号 津匯広場2座12階/電話：86-(22)-2330-6677・FAX：86-(22)-2319-2111
 天津濱海出張所：天津市天津經濟技術開發区広場東路20号 濱海金融街東区E2B8層/電話：86-(22)-6622-6677・FAX：86-(22)-6628-1333
 蘇州支店：蘇州市高新区獅山路28号 蘇州高新國際商務広場12階/電話：86-(512)-6606-6500・FAX：86-(512)-6606-8500
 蘇州工業園区出張所：江蘇省蘇州工業園区蘇州大道西2号 國際大厦16樓/電話：86-(512)-6288-5018・FAX：86-(512)-6288-5028
 常熟出張所：常熟市東南開發区東南大道333号 科創大厦8樓/電話：86-(512)-5235-5553・FAX：86-(512)-5235-5552
 昆山出張所：江蘇省昆山市前進東路399号 台協國際商務広場2001-2005室/電話：86-(512)-3687-0588・FAX：86-(512)-6606-8500
 杭州支店：杭州市下城区延安路385号 杭州嘉里中心2幢5階/電話：86-(571)-2889-1111・FAX：86-(571)-2889-6699
 広州支店：広州市天河区華夏路8号 國際金融広場12階/電話：86-(20)3819-1888・FAX：86-(20)3810-2028
 深圳支店：深圳市福田区中心四路1号 嘉里建設広場二座23層/電話：86-(755)-2383-0980・FAX：86-(755)-2383-0707
 重慶支店：重慶市南岸区南濱路22号 重慶長江國際1棟第34階02号/電話：86-(23)-8812-5300・FAX：86-(23)-8812-5301
 大連支店：大連市西崗区中山路147号 森茂大厦4樓-A室/電話：86-(411)-3905-8500・FAX番号：86-(411)-3905-8599